

資料番号	13
------	----

令和5年8月18日
課名 土木建築局港湾振興課
担当者 課長 吉牟田
内線 4018

## ベイサイドビーチ坂の駐車料の徴収期間の変更について

### 1 要旨・目的

広島港ベイサイドビーチ坂・親水公園緑地の駐車料について、これまで徴収期間を7月1日から8月31日の海水浴期間に限定していたものを、年間を通して徴収することとしたので報告する。

### 2 現状・背景

ベイサイドビーチ坂の駐車料については、令和5年4月の坂町賑わい施設の供用開始を踏まえ、令和5年2月定例会において、令和5年7月から時間割料金とする条例改正を行った。

坂町賑わい施設の供用開始以降、ベイサイドビーチ坂の利用者は大幅に増加しており、管理事務を受託している坂町から、施設の維持管理に必要な費用負担を求める観点から、通年で駐車料を徴収したい旨の要望があった。

### 3 概要

(1) 対象者

県民

(2) 事業内容（実施内容）

次のとおり徴収期間を改正する（駐車料等については、改正なし）。

	現行	改正後
徴収期間	7月1日～8月31日	通年

(3) スケジュール

令和5年7月31日 県報告示

令和5年9月1日 施行

(4) 予算（補助事業・単県）

—

### 4 その他（駐車料の改正状況）

区分	令和4年度まで	令和5年度 8月まで	令和5年度 9月以降
徴収期間	7月1日～8月31日	7月1日～8月31日	通年
駐車料	620円/回（身障者半額）	最初の1時間無料、以降30分ごとに100円 但し、600円を限度（身障者半額）	同左
徴収時間	9:00～17:00 〔 入口 9:00～17:00 〕 〔 出口 9:00～19:00 〕	9:00～22:00 〔 入口 9:00～22:00 〕 〔 出口 24時間出庫可能 〕	同左
徴収方法	料金収受人による徴収 （入口で個別徴収）	料金収受機（南北2ヶ所）による徴収 （入口で発券、出口で精算）	同左

《参考》

[坂町の賑わい施設]

令和5年4月供用開始

区分	面積	摘要
飲食施設	1 F 252 m <sup>2</sup> 2 F 55 m <sup>2</sup>	(株)STUC (スタック) *が入居
物販施設	1 F 650 m <sup>2</sup>	(株)モンベルが入居
倉庫棟	144 m <sup>2</sup>	(株)モンベルがサップボードの保管施設等として利用

※ ハンバーガー店「LION BURGER」、牡蠣料理を中心とした洋食店「MABUI」等の店舗を展開

